

平成31年第4回

北広島市教育委員会会議録

日時：平成31年3月22日（金）
14時30分～16時30分
場所：市役所4階会議室

○目 次

開会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
日程第1	会議録署名委員の指名・・・・・・・・	1
日程第2	会議録の署名・・・・・・・・	1
日程第3	教育長報告・・・・・・・・	1～2
日程第4	議案第1号 北広島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について	2～5
	議案第2号 北広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について・・・・・・・・	2～5
	議案第3号 行政組織の変更に伴う関係訓令の整理に関する訓令について・・・	2～5
	議案第4号 平成31年4月1日付け北広島市教育委員会事務局職員の人事異動について【非公開】・・・・・・・・	5～7
	議案第5号 平成31年4月1日付け教職員の人事異動に関する内申について【非公開】・・・・・・・・	7
	議案第6号 教職員の任用に関する内申について【非公開】・・・・・・・・	7～8
	議案第7号 北広島市文化財保護審議会委員の委嘱について【非公開】・・・・・・・・	8～9
	議案第8号 北広島市教育基本計画・推進計画（平成31～32年度）の策定について・・・・・・・・	9～11
	議案第9号 北広島市スポーツ賞等表彰規則及び北広島市スポーツ大会出場費助成規則の一部を改正する規則について・・・・・・・・	11～12
	議案第10号 北広島市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について・・・	12
	議案第11号 北広島市教育振興基本計画策定懇談会開催要綱の制定について・・・	13
	議案第12号 北広島市立の小学校及び中学校に通学する児童生徒の交通機関に要する費用の助成金交付要綱の一部を改正する要綱について・・・・・・・・	13～14
	議案第13号 北広島市放課後子ども教室実施要綱の一部を改正する要綱について	14
	議案第14号 北広島市小中学校教育振興協議会補助金交付要綱等の一部を改正する要綱について・・・・・・・・	14～15
	議案第15号 北広島市立中学校大会出場費助成要綱の一部を改正する要綱について・・・・・・・・	15～16
日程第5	そ の 他・・・・・・・・	16～19
閉会宣言	・・・・・・・・	20

出席者	教育長	吉田孝志	説明員	教育部長	千葉直樹
	教育委員	松本 懿		教育部次長	佐藤直己
	(教育長職務代理者)			教育総務課長	下野直章
	教育委員	大山秀之		学校教育課長	河合一
	教育委員	成田郁久美		小中一貫教育課長	富田英禎
	教育委員	石上浩子		社会教育課長	吉田智樹
傍聴人	なし		記録員	文化課長	丸毛直樹
				エコミュージアムセンター長	平澤 肇
				学校給食センター長	須貝初穂
				教育総務課長	下野直章

開会 14時30分

(議 事 の 経 過)

◎開会宣言

○吉田教育長 ただいまから、平成31年第4回教育委員会会議を開会いたします。議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名委員の指名について

○吉田教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員として、松本委員を指名いたします。

○吉田教育長 日程第2に入ります前に、本日は、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号が教育委員会会議規則第16条第1号及び第3号に該当いたしますことから、非公開とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 異議なしと認め、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号につきましては、非公開といたします。

◎日程第2 会議録の署名について

○吉田教育長 日程第2、会議録の署名についてであります。平成31年第1回会議の会議録について、本会議終了後、署名委員であります、大山委員に署名を頂きたいと思っております。事務局から、説明がありましたらお願いします。

○佐藤教育部次長 本日、平成31年第2回教育委員会会議の会議録原稿をお配りしております。こちらにつきましては、4月3日(水)までにご確認いただき、修正点等ありましたら、教育総務課長宛てにメールでご連絡いただきますようお願いいたします。

◎日程第3 教育長報告

○吉田教育長 日程第3、教育長報告に入らせていただきます。

○吉田教育長 今回は、教育長報告として2点報告させていただきます。

平成30年度の小中一貫教育についてであります。昨年4月に全市一斉に導入し、各中学校区に

おきまして乗り入れ授業や教職員の合同研修等を計画的に行い、義務教育9年間をつなぐ教育活動を推進してまいりました。

本年3月4日には、2年間の小中一貫教育支援事業（北海道教育委員会指定事業）の総括となる担当者会議を開催し、成果と課題についてまとめたところであります。

本事業により乗り入れ授業を受けた児童生徒のアンケート結果や教員の所感などを通して、小中一貫教育の有用性について認識を新たにしたところであります。来年度は、東部中学校の加配教員が中心となって作成した外国語のCan-doリストなどを、全市で活用することとしているところであります。

また、3月14日には、最後の小中一貫教育推進会議を開催し、各中学校区の小中一貫教育担当者、保護者等が小中一貫教育の成果や課題、次年度の計画について情報交流し、進捗状況の確認を行ったところであります。

次年度におきましても、小中一貫教育を発展・深化させ、学校教育の一層の充実を目指してまいりたいと考えているところであります。

次に、市内小中学校の卒業式についてであります。3月13日（水）には中学校で、19日（火）には小学校において挙行されました。また、18日（月）には、西の里小学校及び中学校陽香分校（小学生1名（前年度4名）、中学生3名（3名））の卒業式が行なわれたところであります。今年度の卒業生は、児童が519名（518名）、生徒610名（573名）でありました。

教育委員の皆様にもご出席を賜り、厳粛な中にも温かさのある式が執り行われました。

児童生徒に対しては、温かい励ましを、地域や保護者に対しましては、日頃のご協力への感謝の気持ちを、伝えることができたものと考えております。

なお、卒業した小学生のうち10名については、私立中学校への進学を予定しているところであります。

私からの報告は以上であります。

○吉田教育長 以上、教育長報告として2点報告させていただきました。皆さんからご質問等ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田教育長 それでは、教育長報告につきましては、承認とさせていただきます。

-
- ◎日程第4 議案第1号 北広島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
議案第2号 北広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について
議案第3号 行政組織の変更に伴う関係訓令の整理に関する訓令について

○吉田教育長 続きまして、日程第4、議事に入ります。議案第1号、議案第2号及び議案第3号につきましては、教育委員会事務局組織の改編に係る内容でありますことから、一括して審議したいと思っております。なお、採決につきましては、各議案ごとに議決することとします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長 議案第1号から議案第3号についてであります。新年度より、あらたに次期教育振興基本計画及び次期総合計画の策定業務、小学校給食調理場整備事業の本格化、学校施設の長寿命化計画の策定、東部小学校における放課後子供教室の新規開設など、複雑化・多様化する業務に対し円滑、かつ迅速に対応するため、教育職の次長職を昇格させ、新たに教育職として部長級の理事を配置するとともに、現在、教育総務課が所管しています次期教育振興基本計画の策定等の教育施策の企画立案・総合調整業務について、小中一貫教育課に移管し、小中一貫教育・教育施策推進課として改編することに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当の下野教育総務課長からご説明いたします。

○下野教育総務課長 それでは、私の方から、議案第1号から議案第3号の詳細につきまして、順を追って説明してまいります。

はじめに、議案第1号についてであります。4ページをご覧ください。

改正後の第4条第3項において、理事職を追加しております。理事職につきましては、現在の次長職と同様、置くことが出来る職として規定しております。この理事職の追加に伴い、第6条及び第10条において所要の改正を行っております。

次に、第7条についてであります。こちらは指導主事の規定について、新たに明記するものであります。指導主事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第2項において、市町村教育委員会に、都道府県教育委員会に準じて指導主事を置くこととされております。この規定を踏まえ、指導主事を置くこととし、地教行法に規定のない統括指導主事につきましては置くことが出来るとするものであります。第2項において任命の規定を、第3項において職務を規定しております。

続いて、5ページをご覧ください。事務分掌になります。

はじめに、表の中ほどをご覧ください。課等の名称欄において、小中一貫教育課を小中一貫・教育施策推進課と改編しております。

新たに設ける小中一貫・教育施策推進課におきましては、現在、教育総務課が所管しています、改正前の(15)教育に関する計画の調整及び進行管理に関すること、(16)教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価等に関すること、(17)教育に係る主要な施策、事業の調査研究を移管するものであります。

また、学校教育課が所管しています、改正前の(9)学校の適正規模及び適正配置に関することを移管するとともに、教育課程、教科内容及び学習効果の評価に関する所掌を明確にするため、学校教育課の改正後の(9)及び小中一貫・教育施策推進課の(2)のとおり改正するものです。

次に、教育総務課に係る改正についてであります。改正後の(8)につきましては所管を明記する文言を追記しております。改正後の(15)につきましては、小中一貫・教育施策推進課への

事務移管に伴う改正になります。次に、改正後の（１７）についてであります。現在、学校教育課の事務分掌として（１５）幼児教育の振興に関することがあります。具体的な事業であります幼稚園就園奨励事業、幼稚園振興事業等につきましては、子ども家庭課に移管しており、教育委員会としては関連事業は実施しているものの、直接的な事業は行っていないところであります。このことから、事務分掌を見直し、教育総務課において、幼児教育機関との連絡調整業務を、小中一貫・教育施策推進課において、改正後（４）のとおり幼児教育と小学校教育との接続に関するものをそれぞれ規定するものです。

具体的な内容としましては、小中一貫・教育施策推進課において幼保小連携事業を行い、教育総務課につきましては、悪天候時の臨時休校などの情報共有を想定しているところであります。

続いて、議案第２号についてであります。

７ページをご覧ください。

第２条の各号に理事職を追加しているものです。また、第３号として、現在任用しないこととされている職員を削除しています。

次に、第３条についてであります。職種ごとに整理するものであり、他との平仄を揃えるために修正するものであります。

次に、第４条についてであります。委任規程を設けるものです。

続いて、議案第３号についてであります。

この訓令では、第１条において事務決裁規程を、第２条において公文書管理規程を、第３条において人事評価実施規程をそれぞれ改正するものです。

９ページをご覧ください。はじめに、第１条、事務決裁規程の改正についてであります。

第２条において、理事を追記しております。

第３条から第５条の専決事項の規定についてであります。理事職及び次長職につきましては、置くことが出来る規程としておりますことから、第３条及び第４条については、必置となる部長及び課長についてのみ規定し、第５条において、理事、次長を設置した場合につきましては、教育長が別に定めることを規定するものであります。

次に、第６条についてであります。事務分掌の改正に伴い、教育総務課長及び小中一貫・教育施策推進課長の専決事項を改正するものであります。

次に、別表第１及び別表第２についてであります。先ほどご説明しましたとおり、第３条から第５条の改正を受け、表中には部長及び課長の共通専決事項のみを示し、理事又は次長を置いた場合についての取扱いについて、備考に規定するものであります。

次に、第２条公文書管理規程についてであります。小中一貫教育課を小中一貫・教育施策推進課に改めるものであります。なお、記号につきましては現行のままとするものであります。

次に、第３条人事評価実施規程についてであります。「部長の職」として、理事を加えるものであります。

なお、平成３１年度の各規則等の運用に関し、別に事務決裁規程運用細則を定め、運用してまいりたいと考えております。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいま議案第1号から議案第3号まで一括して説明がありましたが、どの議案からでも結構ですので、質疑等ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それでは、議案ごとにお諮りいたします。

はじめに、議案第1号、北広島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則につきましては、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第1号につきましては、原案のとおり決することとします。

次に、議案第2号、北広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則につきましては、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第2号につきましては、原案のとおり決することとします。

次に、議案第3号、行政組織の変更に伴う関係訓令の整理に関する訓令につきましては、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第3号につきましては、原案のとおり決することとします。

○議案第4号 平成31年4月1日付け北広島市教育委員会事務局職員の
人事異動について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

○議案第5号 平成31年4月1日付け教職員の人事異動に関する内申について
【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

○議案第6号 教職員の任用に関する内申について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。（質疑等省略）

○議案第7号 北広島市文化財保護審議会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。（質疑等省略）

○議案第8号 北広島市教育基本計画・推進計画（平成31～32年度）の策定について

○吉田教育長 続きますして、議案第8号、北広島市教育基本計画・推進計画（平成31～32年度）の策定につきまして、説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長 議案第8号、北広島市教育基本計画・推進計画（平成31～32年度）の策定についてであります。平成31年度から32年度までの推進計画を新たに策定するため、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第2号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めたものであります。

この推進計画は、教育基本計画に掲げた24の施策の着実な推進と、各事業の進行状況を管理することを目的に策定するものであり、平成30年8月1日に北広島市教育施策審議会へ諮問を行い、平成31年3月13日の審議会において、21ページのとおり、推進計画（原案）についての答申をいただき、別冊のとおり、推進計画（案）としてまとめたものであります。

計画の詳細につきましては、担当の下野教育総務課長からご説明いたします。

○下野教育総務課長 それでは私の方からご説明いたします。

この計画（案）につきましては、継続事業をベースとして、いままでの点検評価結果や学校要望をはじめとする教育関係機関からの意見などを加味した新規事業、拡大事業を追加し、また、見直し事業について修正した内容となっております。

表紙をおめくりください。1ページの「Ⅰ. 教育推進計画について」から、5ページの「Ⅱ. 政策及び施策の推進について」は、昨年までの計画と同じ内容のため説明は省略させていただき、6ページからの「Ⅲ. 8つの政策と24の施策を進める個別事業について」と「Ⅳ. 施策の成果・目標指標」を中心に説明させていただきます。

それでは、次の7ページの政策1、施策1以降の個別事業についてご説明させていただきます。なお、この計画（案）につきましては、事前にお配りしておりますので、新規、拡大事業を中心に説明をさせていただき、その後、継続事業も含めご質問やご意見をいただければと思います。

はじめに、13ページ上段「まちづくり構想策定事業」についてであります。現計画においては「(仮称)小学校給食調理場整備事業」とし、平成30年度までの事業費のみをお示ししておりますが、事業名称の変更と平成31年度以降の事業費を記載しています。

次に、19ページ上段「特別支援教育推進事業」【拡大】についてであります。特別な配慮が必要な児童生徒の支援のため、特別支援介助員を増員するものであり、4月から1名増員となり、支援員23名、介助員15名の体制とするところであります。

次に、21ページ下段「外国語指導助手活用事業」【拡大】についてであります。新学習指導要領における、「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」など総合的に育成するため、また、小学校中学年における「外国語活動」、高学年における「外国語科」の導入を踏まえ、外国語指導助手を増員するものであり、8月から2名増員し、7名体制とするものです。

次に、25ページ上段、「学校教育団体活動支援事業」【拡大】についてであります。2020年度から小学校においてプログラミング教育が必修化すること踏まえ、教員の指導力向上を図るため、研修の主体となる市教育研究会の補助金を増額するものです。元々、市教育研究会においても、これまでも研修を実施しておりますが、次年度は、悉皆研修として規模を拡大して実施するものです。

次に、29ページ下段「学校施設非構造部材耐震化事業」についてであります。体育館の吊り天井、照明、バスケットゴール等の耐震化に向けた事業費を計上しております。

次に、30ページ上2段「西の里中学校校舎防音機能復旧事業」、「西の里小学校校舎防音機能復旧事業」及び31ページ上段「大曲東小学校校舎大規模改造事業」につきましては、次年度の新規事業であります。32ページ中段「学校施設長寿命化計画策定事業」における計画を踏まえ、実施する予定としております。

次に、32ページ上段「大曲中学校校舎大規模改造事業」についてであります。すでに大規模改造済みの北校舎を除く、中央校舎及び南校舎の大規模改造について、4月から2か年総額約3億7千万円規模で実施するものです。

次に、32ページ下段「次期教育振興基本計画策定事業」【新規】についてであります。次期教育振興基本計画策定のため、市民等の有識者からご意見をいただく懇話会の開催経費及び計画の印刷製本費を計上しております。

次に、38ページ上段「放課後子供教室事業」【拡大】についてであります。あらたに市内3か所目となる教室として、東部小学校において実施するための経費について計上しております。

次に、42ページ上段「国際交流事業」【拡大】についてであります。サスカトゥーン市派遣交流30周年記念事業のための事業費を計上しております。

44ページ「フレンドリーセンター施設解体工事事業」【継続】についてであります。前回の教育委員会会議において廃止方針について議決いただきましたが、用途廃止後の解体に係る経費を計上しております。

次に、64ページ下段「輪厚児童体育館改修事業」【新規】につきましては、平成32年度にリニューアル計画を策定するための経費について計上しているところであります。

以上、個別事業のうち、新規、拡大事業を中心に説明をさせていただきました。

続きまして、72ページからの「Ⅳ. 施策の成果・目標指標」についてであります。8つ政策を構成する24の施策ごとに具体的な目標となる数値等を定め、その目指すべき目標を数値で示すことで、施策の成果を把握することとしております。

今回の計画におきましては、指標として、24の施策に71の項目を設定しており、今後取り組んでいくこととしております。

以上、簡単ではありますが、計画（案）の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第8号、北広島市教育基本計画・推進計画（平成31～32年度）の策定につきまして、質疑等ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第8号、北広島市教育基本計画・推進計画（平成31～32年度）の策定につきましては、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○吉田教育長 議案第8号につきましては、原案のとおり決することとします。

○議案第9号 北広島市スポーツ賞等表彰規則及び北広島市スポーツ大会出場費助成規則の一部を改正する規則について

○吉田教育長 続きまして、議案第9号、北広島市スポーツ賞等表彰規則及び北広島市スポーツ大会出場費助成規則の一部を改正する規則につきまして、説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長 議案第9号、北広島市スポーツ賞等表彰規則及び北広島市スポーツ大会出場費助成規則の一部を改正する規則についてであります。日本体育協会及び北海道体育協会の名称変更に伴い、引用文言の変更等を目的として、別紙のとおり改正するものであります。

詳細は、担当の吉田社会教育課長から説明いたします。

○吉田社会教育課長 それでは、私から説明をさせていただきます。

平成30年4月1日より、公益財団法人日本体育協会が公益財団法人日本スポーツ協会に、また、平成31年4月1日より、公益財団法人北海道体育協会が公益財団法人北海道スポーツ協会に名称変更されることに伴いまして、引用するそれぞれの規則について文言を変更するものであります。

はじめに、北広島市スポーツ賞等表彰規則につきまして、同規則別表第1及び別表第2の規定中、公益財団法人日本体育協会を公益財団法人日本スポーツ協会に、公益財団法人北海道体育協会を公益財団法人北海道スポーツ協会に変更するものであります。

次に、北広島市スポーツ大会出場費助成規則につきましては、同規則第2条の2第1項第2号の公益財団法人日本体育協会を公益財団法人日本スポーツ協会に、同第3号の公益財団法人北海道体

育協会を公益財団法人北海道スポーツ協会に変更するものであります。

このほか、このたびの改正に併せて、市の監査からの指摘を踏まえ、別記４号様式（第８条関係）について、所要経費額欄を新たに追記するよう改正するものであります。

なお、規則は、平成３１年４月１日より施行となるものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第９号、北広島市スポーツ賞等表彰規則及び北広島市スポーツ大会出場費助成規則の一部を改正する規則につきまして、質疑等ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第９号、北広島市スポーツ賞等表彰規則及び北広島市スポーツ大会出場費助成規則の一部を改正する規則につきましては、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○吉田教育長 議案第９号につきましては、原案のとおり決することとします。

○議案第１０号 北広島市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

○吉田教育長 続きまして、議案第１０号、北広島市公民館条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長 議案第１０号、北広島市公民館条例施行規則の一部を改正する規則についてですが、中央公民館の貸出し附属設備のうち破損等により貸し出し不能となった備品について整理するための規則について、教育委員会の議決を求めるものであります。詳細につきましては、担当の吉田社会教育課長からご説明いたします。

○吉田社会教育課長 改正の内容としましては、これまで、マイクが附属していた放送基本設備及びポータブルアンプとは別に、有線と無線のマイク、また舞台設備としてスクリーンの貸し出しを行っておりましたが、破損等により貸し出しできない状況にありますことから、これらの規定を削除するものであります。また、放送基本設備及びポータブルアンプにはすでにマイクが附属しておりますが、これを改めて明記するものであります。

なお、マイクにつきましては利用者が持参していること、スクリーンにつきましては改装により壁面へ投影することが可能となったことから、あらためて購入する必要はないと判断したところであります。

なお、この規則は、平成３１年４月１日より施行となるものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第１０号、北広島市公民館条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、質疑等ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第10号、北広島市公民館条例施行規則の一部を改正する規則につきましては、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第10号につきましては、原案のとおり決することとします。

○議案第11号 北広島市教育振興基本計画策定懇談会開催要綱の制定について

○吉田教育長 続きまして、議案第11号、北広島市教育振興基本計画策定懇談会開催要綱の制定につきまして、説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長 議案第11号、北広島市教育振興基本計画策定懇談会開催要綱の制定についてありますが、新年度から次期教育振興基本計画策定に関し、専門的な知見、実践的な見地等からの意見を求め、必要な検討を行うため、私的諮問機関として、学識経験者、学校教育関係者、社会教育関係者、公募委員等の15人以内で構成される懇談会を設置するための要綱を制定するため、教育委員会の議決を求めるものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第11号、北広島市教育振興基本計画策定懇談会開催要綱の制定につきまして、質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第11号、北広島市教育振興基本計画策定懇談会開催要綱の制定につきましては、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第11号につきましては、原案のとおり決することとします。

○議案第12号 北広島市立の小学校及び中学校に通学する児童生徒の交通機関に要する費用の助成金交付要綱の一部を改正する要綱について

○吉田教育長 続きまして、議案第12号、北広島市立の小学校及び中学校に通学する児童生徒の交通機関に要する費用の助成金交付要綱の一部を改正する要綱につきまして、説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長 議案第12号、北広島市立の小学校及び中学校に通学する児童生徒の交通機関に要する費用の助成金交付要綱の一部を改正する要綱についてであります。別紙のとおり要綱の一部を改正するため、教育委員会の議決を求めるものであります。

このたびの要綱改正は、教育委員会が実施する児童生徒の通学費助成について、就学指定校以外の学校へ通学する児童生徒のうち、距離の要件を満たす者に対しても、実態として通学費の助成を行っていることから、実態と要綱の規定との齟齬を無くすため、所要の規定を改正するものであり

ます。

要綱の改正の内容であります、33ページをご覧ください。

改正前の第2条第1項第2号の規定にありました「学校が指定する通学経路による」という文言を削除することで、要綱上も、就学指定校やそれ以外の学校へ通学する児童生徒のうち、距離の要件を満たす者に対し、通学費助成を可能とするものであります。

なお、この要綱は、平成31年4月1日から施行するものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第12号、北広島市立の小学校及び中学校に通学する児童生徒の交通機関に要する費用の助成金交付要綱の一部を改正する要綱につきまして、質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第12号、北広島市立の小学校及び中学校に通学する児童生徒の交通機関に要する費用の助成金交付要綱の一部を改正する要綱につきましては、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第12号につきましては、原案のとおり決することとします。

○議案第13号 北広島市放課後子供教室実施要綱の一部を改正する要綱について

○吉田教育長 続きまして、議案第13号、北広島市放課後子供教室実施要綱の一部を改正する要綱につきまして、説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長 議案第13号、北広島市放課後子供教室実施要綱の一部を改正する要綱についてありますが、平成31年度より、既設の大曲小学校、双葉小学校に加えて、新たに東部小学校において放課後子供教室を開設するため、第3条の実施場所に「東部小学校」の文言を追加する改正を行なうため、教育委員会の議決を求めるものであります。

なお、この要綱は、平成31年4月1日より施行となるものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第13号、北広島市放課後子供教室実施要綱の一部を改正する要綱につきまして、質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第13号、北広島市放課後子供教室実施要綱の一部を改正する要綱につきましては、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第13号につきましては、原案のとおり決することとします。

○議案第14号 北広島市小中学校教育振興協議会補助金交付要綱等の一部を
改正する要綱について

○吉田教育長 続きまして、議案第14号、北広島市小中学校教育振興協議会補助金交付要綱等の一部を改正する要綱につきまして、説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長 議案第14号についてであります。北広島市小中学校教育振興協議会補助金交付要綱外9件について、北広島市補助金等交付基準（平成20年9月25日市長決裁）に基づき、使途の透明化を図るため、別紙のとおり要綱の一部を改正することについて、教育委員会の議決を求めるものであります。

改正内容についてであります。補助対象経費及び補助対象外経費の明確化、単年度の事業費補助という趣旨を徹底するための備品購入費の削除、補助対象経費目「その他」について教育委員会の事前承認制を導入するものであります。

なお、この要綱は、平成31年4月1日より施行となるものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第14号、北広島市小中学校教育振興協議会補助金交付要綱等の一部を改正する要綱につきまして、質疑等ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第14号、北広島市小中学校教育振興協議会補助金交付要綱等の一部を改正する要綱につきましては、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○吉田教育長 議案第14号につきましては、原案のとおり決することとします。

○議案第15号 北広島市立中学校大会出場費助成要綱の一部を改正する要綱について

○吉田教育長 続きまして、議案第15号、北広島市立中学校大会出場費助成要綱の一部を改正する要綱につきまして、説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長 議案第15号、北広島市立中学校大会出場費助成要綱の一部を改正する要綱についてであります。北広島市補助金等交付基準に基づき使途の透明化を図るとともに、出場費助成の申請者から疑義の多かった内容等を要綱において明確化することにより、申請者及び審査者である教育委員会双方の事務負担の軽減を図るため、別紙のとおり要綱の一部を改正することについて、教育委員会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当の下野教育総務課長からご説明いたします。

○下野教育総務課長 それでは私から改正内容の詳細についてご説明いたします。

議案書45ページをご覧ください。

はじめに、第3条についてであります。助成対象となる大会名を具体的に明記しております。

第4条第1項についてであります。教員の働き方改革の一環として、本市においても部活動指導員を導入しておりますが、大会の引率を担う部活動指導員についても助成対象に加えるものであります。

次に、第4条第2項についてであります。助成対象となる引率者の上限人数について個人競技、団体競技の別ではなく、生徒指導上の観点から、引率する生徒人数に応じて定めるよう改正するものであります。

次に、第4条第3項についてであります。助成の二重受け取りを制限するための規定を明記するものであります。

次に、第5条につきましては、助成対象となる交通費及び宿泊費の範囲について明確化するものであります。

その他文言整理等の所要の改正を行うものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第15号、北広島市立中学校大会出場費助成要綱の一部を改正する要綱につきまして、質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第15号、北広島市立中学校大会出場費助成要綱の一部を改正する要綱につきましては、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第15号につきましては、原案のとおり決することとします。

◎日程第5 その他

○吉田教育長 日程第5、その他につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長 次期教育振興基本計画策定に係るアンケート結果報告書のご説明と、次回の教育委員会の日程についてお諮りいたします。

はじめに、次期教育振興基本計画策定に係るアンケート結果報告書について、担当の下野教育総務課長からご説明いたします。

○下野教育総務課長 次期教育振興基本計画の策定につきましては、昨年6月の第7回教育委員会会議において、策定方針について議決いただき、今後の取組についてご説明をさせていただいたところ です。

このなかで、現行計画の点検を行うこと、また、昭和44年に設定された教育目標につきましても検討させていただきたい旨をご説明させていただいたところ です。

この取組の一環として、すでに教育委員の皆さまにはご協力をいただいたところではありますが、昨年末にアンケートを実施したところ です。

このたび、アンケート結果報告書(案)がまとまりましたので、概要版に沿って、内容について

ご報告をさせていただきます。

はじめに、「調査の目的」及び「調査の実施期間」につきましては記載のとおりとなっております。

次に「調査の対象と回答率」ですが、本アンケートは、成人と児童生徒を対象に実施しました。

調査区分等ですが、表1のとおり、成人は、委員のみなさまをはじめとした教育委員会附属機関等の委員、市立学校など市内教育関係機関等、社会教育関係団体、現在市内の保育園、幼稚園、認定こども園に通う年少児の保護者、市立小学校4年生の保護者、市立中学校1年生の保護者を対象とし、計1,892通発送し、回答数1,328通、回答率70.1%となっております。

児童生徒は、市立小学校4年生、市立中学校1年生の985名を対象とし、回答数737名、回答率74.8%となっております。

2ページをご覧ください。成人を対象とした調査結果の概要になります。

はじめに、設問1、2030年以降の社会についてです。

多くの方が、少子高齢社会や人口減少社会が到来すると考えており、こうした社会に対し、「地域共生社会」、「持続可能な社会」、「共生社会」などを実現すべきと考えていることが分かりました。

次に、設問2及び設問3、北広島市で育つ子どもに身につけて欲しい力についてです。

設問2につきましては、17の力を例示し、その重要度について回答していただいています。調査の結果、全問を通して肯定的な意見、「とくに重要」、「重要」の合計が70%超となっております。

とくに、1、2、4、6、7、8、9、11、13、14については、肯定的な意見が90%超となっております。なかでも、「2社会で自立していくための力」、「4問題を自ら解決していく思考力・判断力・表現力」、「13生命や人権を尊重する心」については、「とくに重要」が50%を超えています。

設問3は、身につけて欲しい力について自由記述式としています。221件の意見があり、「思いやり・他者尊重」に関する意見として、他の分類と重複する意見を含め29件、「協調性・コミュニケーション」に関する意見28件、「自己決定・判断力」に関する意見27件などがありました。

3ページをご覧ください。設問4、北広島市教育目標についてです。

自由記述式としており、160件の回答がありました。意見の内容として、教育目標の趣旨については概ね肯定的ではあるものの、「分かりにくい」とする意見28件、「表現を見直すべき」という意見21件がありました。とくに、目標3「文化を高め生活の合理化を目指す人」、目標5「勤労を尊び生産を高める人」については、「現代に合った文言に見直すべき」との意見がありました。

次に、設問5及び設問6、北広島市が取り組むべき教育施策の重要度についてです。

設問5につきましては、現在の計画の24の施策について、その重要度について回答していただいています。調査の結果、全問を通して肯定的な意見、「とくに重要」、「重要」の合計が50%超となっておりますが、施策の内容により回答傾向が異なっていることが分かります。

肯定的な意見が90%超となるものは3、80%超となるものは2、4、5、11、12などとなっております

設問6の自由記述式では178件の意見があり、その内容は教育行政に限らず幅広い視点からの回答となっています。もっとも多く意見が寄せられたのは、学校教育に関する分野についてであり、教育の内容に関することとして35件、教育環境に関すること31件、学校施設に関すること5件の計71件の意見がありました。また、少子化の現状を踏まえ、学校の統廃合や部活動の合同実施など学校規模の縮小化問題への対応についての意見もありました。

4ページをご覧ください。児童生徒を対象とした調査結果の概要になります。

児童生徒の教育に関するニーズや認識を把握するため、実施したもので、14の間について、もっとも近い考え方について回答していただいています。

調査の結果、肯定的な意見「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」の合計は、すべての間において70%超となっており、90%超となるものは、4、5、7、13などとなっております。

次に、「4調査結果の分析」です。

こちらでは、児童生徒アンケートと成人アンケートの間2及び問5のうち類似の設問について間接的に比較を行いました。

全体で13の項目について比較しており、概要版では、成人アンケートの「生涯を通じて成長するために必要となる基礎的な学力」の重要度と児童生徒アンケートの「今、勉強していることは、大人になったときに役に立つと思う」について比較したものを掲載しております。

以上が、アンケート結果報告書の概要になります。

こちらのアンケート結果の事務局として分析するとともに、先ほど議案第11号にて議決いただきました懇談会における議論の材料として活用してまいりたいと考えておりますが、本日教育委員の皆さまからも、今後の計画策定に当たり、ご示唆等いただければと思います。

また、このアンケート結果につきましては、来週以降、市のホームページで公表してまいりたいと考えております。

以上であります。

○吉田教育長 ただいま事務局から説明がありましたが、教育委員の皆様から、お気づきの点やご示唆等をいただければと思います。

○吉田教育長 これまでの取組を中心にアンケートを取ったものですが、おおむね肯定的な意見が多かったという結果でした。このなかで、数値が低い事項についてどのように政策展開をしていくかが課題になっていきます。

事務局、こちらのアンケート結果をホームページで公表するということでしたが、全編掲載するのでしょうか、それとも概要版を掲載するのでしょうか。

○下野教育総務課長 概要版と全編両方を掲載し、広く公開します。

○松本委員 行政の最大のテーマとして、社会の谷間を埋めるということが求められますが、そのことがよく表れた結果であり、とくに設問5の間3「基礎的な知識・技術やそれらを活用する力など確かな学力を育てる教育の充実を図ること」と問11「いじめや不登校などの早期解決のため、ス

クールカウンセラーなどの活用など教育相談体制の充実を図ること」については、厳しい状況にある子ども達に対する対応や基礎的な力を養うことに対して、優先的な課題としていることが読み取れます。

最後の「4. 調査結果の分析」は、非常に重要です。概要版にあるとおり、基礎的な学力について、とくに重要と回答する大人が38%に対し、子どもの方が高い結果がでています。おそらく、大人の中でも、学校の先生と保護者など大人の間においても認識のズレがあるものと思われます。

私も学生指導の時に、学生と企業に同じ設問でアンケートをとると、明らかに不一致の項目が出ます。例えば、新社会人に求められる能力を聞くと、学生は学力を、企業はコミュニケーション能力という回答になります。また、コミュニケーション能力という言葉でも、学生は誰とでも話すことができる力、企業は仕事していく上で必要な説得力や協議・交渉する力を求めています。こうした同じ言葉であっても、その内容に対する認識が違うことがあります。

今後、アンケートの結果をこの認識の差をどのように捉え、活かしていくのか、ということが求められると思います。

○吉田教育長 教育目標についてもご意見をいただきました。今後、どのように見直していくかも課題です。

○下野教育総務課長 アンケート結果を取りまとめる中で、「勤労を尊び生産を高める」という言葉については、働きたくても働けない人に対する圧力や勤労の強制では、というようなご意見もありました。また、「健やかな体」について、障がいのある方に対する配慮が必要では、というようなご意見もありました。

○松本委員 最近、若い人や学生の中には、国民の三大義務に対する認識が甘いと感じることがあります。この点について、大人がどのように捉え、どのように子どもに伝えていくか、ということも重要だと考えます。また、言葉を見直す中で、分かったような分からないような言葉は避けるべきです。

○吉田教育長 ご意見、ありがとうございます。頂いたご意見も参考に引き続き事務を進めてまいります。

○吉田教育長 続いて、説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長 次回の教育委員会の日程についてであります。次回、平成31年第5回会議は、4月15日（月）、時間は15時00分から、場所はクラッセホテル3階会議室で開催させていただきます。

議案としましては、各種附属機関の委員の委嘱について等を予定しております。

また、会議終了後、18時から平成31年度教育部歓送迎会を同じくクラッセホテルで開催いたします。会費は5,000円となりますので、よろしくお願いいたします。

当日は、教育総務課のスタッフが、ご自宅からクラッセホテルまでを送迎いたしますので、本会議後、迎えの時間を調整させていただきます。

以上であります。

○吉田教育長 次回、平成31年第5回教育委員会会議は、臨時会として4月15日（月）、

15時00分から、クラッセホテルの会議室で開催ということで皆さまよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎閉会宣言

○吉田教育長 以上で第4回教育委員会会議に付議された議事は全て終了いたしましたので、これにて閉会いたします。本日はご苦労さまでした。

16時30分 閉会

以上、会議を記録し、正確を期するためにここに署名する。

教 育 長

署 名 委 員
